

委員長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

118ページ農林水産業費のところから149ページの土木費までの審査を行います。御質問ある方は。

田代委員 先ほどはフライングしまして失礼しました。127ページ一番下段、13委託料。Yadoriki Healing Village創生委託料6,544万8,000円と。これについて地方創生加速化交付金で、100分の100で歳入でいただいている額と突合すると思います。この件に関して、前回9月14日の補正予算のときに、ちょっと前ぶれ的な発言としてさせていただいたんですけども、このときに先駆的空き家対策モデル事業ということで530万円国庫でついてて、それで委託料一発でやらないで、おのおの報償、旅費、需用費、役務費、委託料ということで、分割して計上されてます。それに対して今回の決算なんですけれども、6,544万8,000円、委託料全てで入ってます。実際はこの中に工事請負費ということで、七つ星レストランとあとはドッグプール等外構工事ですね。建物と外構工事が入ってて合計だということで、当時の吉田課長の説明では、自治法上こういう計上もあるよということで、私がお願いしたのは、入札の経緯がわからないんでしかるべき時期、そのポイントポイントでお示し願いたいということを受けて、全協で示されたと思います。一方で個々に分けた金額、要するに委託料、工事請負費で分けた場合には、必然的に決算で出てきます。このことに対しての考え方について質問させていただきます。

432ページを見ていただきたいと思います。決算に関する資料432ページ。これが性質別歳出内訳の下段から6番目です。委託料。ここの農林水産業費の委託料が8,092万3,000円になってます。前年ですか、たしか前年だと736万1,000円ぐらいしかやってないんですよ。極端にふえてるのは先ほどの話の6,544万8,000円がどんと臨時的についたということで…が一つこういうところで極端に変化が出てると思います。

次のページを見ていただきたいと思います。434ページ、大きいくくりで普通建設費を見ていただきたいと思います。普通建設費の農林水産業費、5番です。364万7,000円です。単独事業で364万7,000円。補助事業はゼロになってます。これが1点です。

次に440ページ、441ページです。普通建設事業の状況ということで、441ページの上段ですね。見ていただくと、先ほどの町単事業の内訳、364万7,000円の内訳が一般農林道補修工事269万7,000円。それと中開戸95万円。この2つです。本来であれば、ここに七つ星事業のドッグランの建物とドッグプール等の外構工事、これが私は入るべきだと思います。

何を言いたいかという、最後決算統計ですか、決算統計ということで、県にお出しした中で一覧表になって県内市町村、全国の市町村が統計になります。そのときに経常経費ばかり高くなって、投資的事業をやってない。松田町の将来に対する投資をどれだけしたんだというのが、せっかくいいことをやっても、こうやってかぶってしまう。そういった考えからして、この記載方法について、一つの例として当時吉田課長は、国の…時間がない中で予算を取る。予算を取った後もオープンして3月まで工事をしてオープンしなきゃいけない。そういう中でやる方法としてこういう形をとったと言われて、この間の補正予算の中でも、メリット・デメリットがあるということで、しかるべき時期に検証していただきたいというお話をさせていただきました。今この時期がちょうどいいときということで、今質問させていただきました。

それで財政係長にお伺いしますけれども、この辺のメリット・デメリット。要するに一括で今回見ると。私はデメリットとして、今お話ししたように決算統計で投資的事業は出てこない。それに対して担当としてどういうふうに見えるのかね、考えてるのか、その辺についてお伺いさせていただきます。

政策推進課係長

先ほど御指摘ありました普通建設事業に入ってもよかったんじゃないかというお話なんですけれども、今回のこの決算資料、423ページ以降の決算資料の仕分けにつきましては、委託料という形ですね、仕分けをしたんですけれども、御指摘のとおりですね、普通建設事業と見れる部分も工事等でありました。当初の補正予算の編成のときにですね、その辺のきちっと設定をすると普通建設事業として切り分けてですね、扱うということも可能だったというふうには思います。ただ、町としましては国の補助金の条件等、50%以内に、基本はソフト事業だと。50%以内であれば工事に振り分けてもいいというような条件等があった関係でですね、まだ工事請負費が幾らになるのか等も見えてなかった

段階では、委託料というふうに性質を設定させていただいた次第です。29年度  
の予算についてはですね、その辺の反省に立ってですね、地方創生推進交付金  
等については投資的事業と当初から編成させていただきまして、最後の決算統  
計等ですね、処理の際にはきちっと普通建設事業として切り分けられる部分  
については普通建設事業という形で切り出してですね、計上させていただき  
たいというふうに考えております。以上です。

田 代 委 員 説明の意味、わかります。もう少しちょっと具体的な話として、444ページ  
をあけていただきたいと思います。一般会計の主要工事契約の概要ということ  
で、全部で10件あります。これについては下のほうに4月から6月期執行状況、  
以下7月から9月、10月から12月、1月から3月ということで、これは議会が  
あるごとに、この状況を私どもに報告されてると思います。その総括がここに  
載ってるわけです。こういうことも考えると、この工事が要するに投資的事業  
の内訳になると思います。したがって、やっぱりこういう形の中でやっていく  
のが私は正しいのではないのかなというふうに考えます。財政課長のほうで、  
この辺の考え、どうでしょうかね。一括してやるのも自治法上は間違いではな  
い。今回時間が足りなかったという方法でやった場合に、こういうきらびやか  
なあれが出てこないと、細かく。何かいい方法でそういうふうな形で一括でや  
った場合に出せる方法があるのかね。またはなかった場合にどうするのかね。  
その辺をちょっと今後のやっぱり決算の見せ方として非常に大事なことだと思  
うんで、お考えをお示しいただきたいです。

参事兼政策推進課長 Y a d o r i k i H e a l i n g V i l l a g e 委託料1本ということ  
で、時間もない中、プロポーザルから始まってやらせていただきましたので、  
前回は委託料1本ということでやらせていただきました。委員おっしゃるよう  
に投資的事業等に出てきませんので、その辺のデメリットを控えた上で、今後  
町でもどのように発注するのかは、何か1本というか、ちょっと決め事をつく  
りまして発注させていただきたいというふうに考えております。

田 代 委 員 決算統計で一時期投資的事業がすごい下がってしまった時代があったと思  
います。そのときに修繕費、需用費で行ってたものを30万以上工事請負費、30万  
以下を修繕費というふうにやってたと思うんですけども、今もそんな形で運用

してますかね。

政策推進課係長 基本的には会計事務の手引等で30万以上は修繕であっても工事ということはどうだってありますので、原則それにのっとってはやっております。以上です。

田代委員 それはあれですね、松田町独自の会計の手引だよ。要は何をお話ししたいかという、当時苦勞して決算統計で投資的事業を上げたいと。松田町は少しでも投資してるよというのを見せるための努力としてやったと思います。これからもそうなんですけど、いいことやってると思うんですよ。100分の100で国から持ってきて、それをしっかりした形で、ああいう形でやってリニューアルして、結果的にはすばらしいと思います。ただ、今度決算になってみると、何か一生懸命やってるのがはっきり出てないんで、どうなのかなと思いました。やっぱり松田町がやっぱり未来のために投資してるというのを示すには、最終的なこの決算書だと思います。そういう中で、しっかりやってる投資事業はしっかりとお出しいただくようお願いして質問を終わります。以上です。

委員長 いいですね、回答は。

田代委員 いいです、結構です。

委員長 ほかにありますか。

小澤委員 忘れないように、3つばかりお伺いをしたいと思います。まず1つ目。131ページ、移動販売事業補助金として200万。これは車の購入費に回ったんだろうと思いますけれども。先ほどの全協の中でも、この移動販売事業が行き詰まっちゃったよというようなことで、29年度はこれは商工振興会のほうに委託をされた事業だと思うんですけどね。ここで運転手募集の回覧板も出ていますけれども、要するに今までやってきたものがもうちょっと難しいよということなんで、だから今度募集するについても条件を変えた募集をされてるのか、従来どおりのやり方で募集をするのかね。町のほうでそういった不足分に対して、何らかの手当てを考えているのか。その辺を1点お伺いいたします。

それから2つ目、139ページ。自然館管理運営費の報酬・賃金なんですけども。別にこれ、私頼まれたわけじゃないんですけども、余りにも安すぎるなと思ってね。やっぱりここで働いている方たち、それぞれ専門の知識を持った方が働いているんで、年間を通して臨時雇用賃金で1人30万ちょっとというよう

な金額が妥当なのかどうか。自然館館長さんが40万。この辺についてちょっと説明をお願いします。

それから3つ目、149ページ。中ほどに委託料と新松田駅周辺地域まちづくり基本構想策定委託料が載っているんですけども。この基本構想の策定について、28年度から29、30年度までということなんですけれども、具体的に今どういうことをやっていて、どのような結論を導き出していきたいのか。その辺についての説明をお願いします。以上です。

委員長 3点。まず131ページ、お願いします。移動販売。

観光経済課係長 小澤委員の御質問にお答えさせていただきます。まず町で行われたドライバーの募集の要件について、何か条件を変えたのかということなんですけど、今のところちょっとまだ急なちょっと募集のチラシを発行したという状況でございますので、今のところ募集要件は変えていない状況では出したんですけども、そういったところも当然検討して、変えるべきところは変えていかなければいけないのかなというふうに今の段階では思っておるところでございます。町として何か手当を考えているのかという話なんですけども、ドライバーさん、事業主さんに単価設定の、現状単価だとやっぱりそういう問題が出てきてしまっているという中で、単価変更も考えていながら、ちょっと今後もうちょっと煮詰めて設定を見直す方向でちょっと検討していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

委員長 はい、よろしいですか。

観光経済課長補佐 2点目の御質問なんですけど、自然館の館長の報酬と賃金についてどうなのかというお話ですが。まず自然館の館長の報酬がですね、こちらのほう、月36時間以内ということで、月額3万6,000円ということで、時給に換算すると1時間1,000円ということで、こちらのほうはやっております。一応こちらのほうはですね、平成26年度の改定から現在据え置いておりますので、最低賃金等が徐々に上がってきてる段階の中で、今後見直し等のお話等もですね、考慮しながら考えていきたいと思っております。

続きまして賃金のほうなんですけど、こちらのほうの賃金は、今現在臨時雇用賃金の、最低雇用賃金、神奈川県最低雇用賃金のほうを採用させていただき

まして。業務内容としましては基本的に一般事務という形になっておりますので、こちらのほうで採用させていただいてます。以上でございます。

委員長 では、もう一つまとめて149ページの駅周辺のまちづくり。はい、お願いします。

まちづくり課長補佐 まちづくり基本構想策定委託料につきましては、現段階での協議会の進捗状況として、まず大きな方針と5つの方針を決定しております。それをもとにですね、「広報まつだ」でも出させていただきました、駅周辺の絵を何点か協議会の中で出させていただきました、それをもとに協議しております。現在ですね、基本構想を作成しております。来年度が3年目に当たりますが、基本計画を作成します。現在施設等の配置、規模、面積等を提示しております。来年度が最終年度で、最終的には基本計画を3月の末までにお示しすることができると思います。よろしくをお願いします。

小澤委員 移動販売事業について。今、運転手を取りあえず募集してみようということなんだけれども、この運営母体が、もうこのまんまじゃできないよということなんでしょう。手を引きたいということだろうと、そういう説明を受けたんだけど。やっぱり、せっかく始めたこの移動販売事業が赤字になるからって、これはやっぱりぼしょってしまったんでは、やっぱり町民に対する説明もできないし、実際に利用されてる方に対して不便をかけるんでね、これは継続、何としても継続していく方針だろうと思うんですけども。ただ、今まで一生懸命やってきたものが380万とかっていう赤字を抱えた中で、もうできませんということ。これに対して担当課のほうとしては、本当にそうなのかっていう検証をされたのか。どうしても難しいよという判断なのか。その辺の今までやってきたことに対する検証というのはされたんですか。

観光経済課係長 今までちょうど1年、去年の9月から始めまして1年がたちました。その中でですね、販売額とかも含めた実績を踏まえて、その実績が出た結果、話し合っているいろいろ協議はさせてもらったんですけども、どうしてもちょっとこういう結果になってしまったということで、検証というか協議の場は持たせていただいたというのが現状でございます。以上です。

小澤委員 この問題はね、振興会のほうに委託しているから、そっちで運転手募集しな

さいよと言っても、やはりそれに申し込もうという人でも、そういった前の例を見てるんだから、このままやったら結果は同じになっちゃうよ。そういうおそれっていうのはすごくあるわけですよ。やはり運営母体をどうするかということも含めて、これはやっぱり担当課としてこれを継続していくためにはどうするかということ、そこを考えていかなきゃいけないですよ。その辺を今、振興会で募集をやっておりますけれども、もしあったときに、町としてそれは継続できるような対応を考えていく、そういうことでいいんですか。

観光経済課係長　　今委員の御指摘のとおり、商工振興会等も含めて今調整しておるところです。当然継続するということを前提で調整しておるところでございます。以上です。

小澤委員　　うまく継続できるようにやっていってくださいよ。

それから2つ目の自然館の人員費ですけれども、それぞれ専門の知識を持った人たちでね、この人たちに対して一般の事務職と同じ、多分時給930円でやってることなんでしょうけれども。ただ、これだけのやはり、それぞれ専門の知識を持った人がいる中で、一般の事務職員と同じ時給というのはどうなんでしょう。もう少し見てやっていいのかな。特にこの夏の間、いろんな活動されて子供たちが大勢行ってるんですね。これ、その対応を見てても、普通のアルバイトではとても説明ができないような専門的な説明をされてるんですよ。ですから、この辺は私も要望で終わりますけれども、やっぱりそれだけの専門知識のある方なんだから、やっぱりそれなりのものを見てあげていいんじゃないのかなというように感じますので、要望としてこれはお願いしておきます。

それから、3つ目の新松田駅周辺のこの基本構想なんですけれども、今、来年基本計画を立てますよ、基本計画立てますよ。この基本計画というのは、ある程度具体的なものがここで出てくるということですか。その基本計画ができ上がって平成35年度から実行に移したいよというような、これは町長の意向かもしれませんがね。それが実行に移せるだけのものが来年度でき上がってくるんですか。

まちづくり課長　　大きな話題ですので、まちづくり課長のほうで答えさせていただきます。今つくってます構想の最終の着陸地点というか、どういうものが最後成果品で上がってくるのかということだと思っんですけども。渋谷が説明しましたとおり、

28年度には全体の分析をしましたと。イメージ図をお出ししましたと。29年度ことしがですね、ちょっと言葉が足りなかったんですけども、各施設の、駅周辺の各施設の規模、種類です。まず種類ですね。例えばバス停は幾ついるのかとか、タクシーの待つところほどのくらいの面積いるのか。広場全体がどのくらいの面積がいるのかとか、そういったものの広場、全体の広場を含めた中で面積だとか配置、そういったものを必要なものと必要な面積等を決定していきます。その後ですね、そういったものの中から、当然概算の工事費を出さなければ、事業としてどういうふうな手法でやっていくのかということが決まりません。当然その中ではその施設をおのおの積算して、例えば家が何件、面積の中で用地が必要な場所も出てくるでしょう。そうしたらその全体の事業費、用地補償などを含めた中で全体の事業費をもう今年度明らかにしていきたいというふうに考えています。

そして、それと並行してですね、整備の手法を考えなきゃいけない。整備の手法、過去にも何回かいろんなどころでお話しさせていただいてるんですけども、例えば道路による歩道設置、安全対策による道路整備であったり、都市計画事業、都市計画決定を取った都市計画事業でやるのか。それとも、例えばデベロッパーさんを駅前にお呼びして、共同で皆さんでやっていきませんか、そういうやり方もあると思います。そういった整備の手法も考えながら、今年度ある程度の道筋を立てたいと思っています。今年度末には骨子、もう整備の基本計画の骨子みたいなものを、町民の皆さんにお示しできるような形を考えています。30年にはその骨子に基づき、皆さんに広く、多くの方にですね、その整備についてお考えや御意見を頂戴するのを30年度に持って行って、最終的に基本計画の完成を見るところであります。

基本計画ができ上がるとですね、整備の手法がある程度決定すれば、例えば測量に入ったりとか、都市計画決定を取ったりとかって、そういう事務に入っていきます。その後、実施設計。当然駅の広場をつくったり、建物を移動したりということになれば実施設計に入っていきます。先ほど御案内ありました35年には事業を着手できるの。当然その後、実施計画、実施設計書ですね。実施設計書をつくっていくには3年ぐらいの期間は必要になると思います。その実



施設設計書というのは、今度逆に言うるとすごい詳細なものです。例えばこれを、歩道をやるには幾らと。要するに設計書の形とか、きっちりした図面を作成する期間がやはり必要になります。御照会のありました35年度に着手、本体の工事の着手をしたいというふうに今考えています。以上です。

小澤委員 はい、よくわかりました。来年度には、今年度で具体的なものが出て、それに対する町民のヒアリングをしながら煮詰めていこうということで、それはいいんですけども。今度財政的に伺いますけれども、町営住宅の建設があって、小学校の建設があって、続いて新松田駅前の工事に入っていくということで、その辺の資金繰り、財政の手当てっていうものはどうなんですか。大丈夫、何とかかなりそうなんですか。かなり厳しい、この町の規模から言うとね、かなり厳しいのかなと思うけども。今の新松田駅前 of 整備に入っていくと、どれぐらいの総費用になるのか。その手当ての大体めどがつくっていうんじゃないけども、こんなような形で手当てをしていくんだよというのがあれば、あればちょっと説明してください。

まちづくり課長 まずですね、正直申し上げて概算の金額が、今年度規模とかが決まらないうとトータルの金額が出ませんので、まず手当てする金額が幾らになるのかっていうのは、ちょっとここではお答えできないところであります。じゃあ仮に幾らであったとしても、どうやって手当てをするのかというお話になってくると思います。一つにはですね、事業によってはですけども、社会資本整備総合交付金を50%から55%使えるんじゃないかというふうに考えています。残りが、じゃあ、単純に起債なのかというふうになりますと、変な話、45%起債をしてですね、事業をしていくのに、そんな起債に耐えられるほどの予算がないよという話ですと、まあできないわけです。ただし、その今説明しましたとおり、例えば、再開発事業でやった場合には、例えば、新しく生まれた床ですとか、そういったものを、例えば、組合施行でやって、床を売買して、それを原資に充てて整備を行うと、そういった手法も考えられます。全てがその税金を使ってやる方法ではない。また、PFI等あります。そういった方法で、建物を移動したり、そういったことにかかわる経費を極力公費負担がないような形を模索していくのも当然だと思います。そういった意味では、今年度、その概算が出た

中で、事業計画、どういうふうにお金を集めていくのか、そういったことも含めて、今年度、慎重に検討したいと思います。以上です。

小澤委員 確かに、今、お話の中でね、権利変換手法、これがやはりかなりきいてくるのかなとは思ってますけども、全般にわたって、これは政策推進課長にお伺いしますけども、町営住宅からずっと大規模な事業が続いていくんですね。その辺に対して、どのようなお考えを持っていますか。

参事兼政策推進課長 小学校の建てかえということで、それから町営住宅の建てかえ、そこまでは一応、財政的な資金は考えております。ただ、新松田については、先ほど課長も説明しましたように、まだちょっと金額が出ておりませんので、このディスカッションにはまだ入っていないと思います。ですから、先ほど2本は、今後どのような財政推計でいくのかということはシミュレーションしてございますけれども、新松田については、まだだということで。町営住宅と小学校の起債については、今のところ、限度額までいかないことでありまして、町としては大丈夫だというふうに踏んでおります。以上です。

小澤委員 とにかく大きい事業が続いていく中で、当然、町営住宅にしろ小学校にしろ、町が起債を起こすことは間違いないだろうし、それから間なしに今度は平成35年、新松田の駅前に入りますよって、これを本当にそういうことを言っちゃってよかったんですか。そういう、今言った財政規模の、工事規模がどれぐらいになるかもわからないで。これから、その積算もやっていきますよと言っておきながら、平成35年度にはもうかかりますよって、財政的な裏づけは全くない。ここ、だからやるなどは言っているんじゃないですよ。地元としては、ぜひやってもらいたいんですよ、具体的な絵をかいて。その期待はものすごく大きいのだから、それを裏切らないように、ぜひ。それだけ申し上げて終わります。

委員長 よろしいですか。

大舘委員 今の小澤委員の質問に関連しますけれども、駅広の開発についてはですね、南口でさえ、いまだに解決しない、対地主の問題が非常に難しい地域じゃないですか。計画をつくられるのは、絵はかけますよ。でもその地べたをね、必ず解決できる方法で、先にそれから手をつけていって計画をしていかないと、何年たっても完成しないんじゃないですか。その問題、どのような対応されるの

か。

それと、143ページですね、地籍調査の委託料の問題ですけども、当然、これ地籍調査終わって、地元の人たちはちょっと縄伸びしちゃって、今度は固定資産税上がっちゃうよというような話を、愚痴をこぼされた事実ありますけども、この効果として固定資産税にどのくらいの影響額があるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 はい、2点ですね。引き続きの149ページの駅の周辺のこと、担当者お願いします。

まちづくり課長 駅の用地の取得、ちょっとデリケートな内容ですので、私のほうから説明させていただきます。実はですね、駅の地権者の方にはですね、おのおの戸別訪問、建物の所有者だけの方も含めてですね、戸別訪問をさせていただいております。戸別訪問の中では、皆様やはり今の状況が決していいとは、地権者の方も思っておりません。そういった中で、町がどういうものを御提案できるのかということをお話をさせていただいたときに、もう、御高齢の方も多くいらっしゃいますので、町に任せるよというお声をかなりいただいております。南口、御存じのとおり、今なかなか進まない状況でですね、皆さんにも御心配をおかけしているところではありますけども、そういったことを踏まえてですね、整備の手法であったり、その地権者会を、地権者の方をですね、地権者会という協議会、グループにまとめさせていただいてですね、その協議会の部会の中で、一度資料を、その都度その都度、協議会の結果、1年に1回、その進捗状況を必ずお渡ししているようにしています。その中で、こういったものを今話していますよと。要するに、地権者、権利者不在の中で、勝手に計画を立てていくと、取り返しのつかないことになるといけないので、現在は1年ごと、また大きな議題のときには、地権者の方におのおの資料をお渡しして、必ず説明をするようにしております。今回もですね、28年度でまとめさせていただいた資料をですね、おのおの権利者の方に御説明させていただいて、進捗状況をお話しております。御心配くださいますと、本当にありがたいことでございます。一生懸命、土地のほうもまとめてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まちづくり課長補佐　　まず、地籍調査事業につきましては、メリットして土地取引の円滑化、災害復旧を容易にする、先ほどお話のあったとおり縄伸びによる税の増収が期待できるというメリットがあります。最近の近年につきましては、前回は年間約40万の固定資産の増額、その前の土地につきましては、約24万円の増額となりまして、今までにですね、過去、地籍調査事業を始めましたのが平成6年から始めておりまして、16年度まで行った後に、一時期、間があいておりますが、25年度から再開しております。今年度、たしか今年度900万の支出があったんですが、4分の3が補助金で賄われておりますので、町の単費としてましてもは225万円になりますので、今までの累計で、今年度だけの固定資産の増額を考えましても、もう既に400万から500万いってると思っていますので、これからやればやるほど、この事業としましては赤字にはならない、プラスになる事業でございますので、御了承いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

大 館 委 員　　じゃあ、今、地籍調査のほうから先にやらせてもらいますけど、そういう実績が出ています。当然、出なければやる意味がないわけですから、やるなことじゃなくて、もっと、それをきっかけにね、全町まで、意外とというより、割とその固定資産税の高いところから順次手をつけていってもらってですね、もう固定資産税が一番確実な財源になるわけじゃないですか。どんどん、補助金がつく間に、どんどん事業を進めていってもらいたいと、そんなふうに思ひますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからですね、新松田駅前の開発については、当然、南口の轍を踏まないようにね、本当にその都度地主に説明しても、いざとなると、全然だめじゃないですか。南口だって、当然、ある程度の目安が立ってから計画したと思う。もう既に、たしか平成13年に完成の予定だったと思ったな、たしかね。もうそれ以降、ことしは27年でしょう、14年も経過しちゃっているんだよね。それでもなおかつ、まだ解決してないわけでしょう。それと、道路、何号線だっけ、ガードの下から駅までの、あれもまだ手つかずなわけでしょう。その地主の承諾はもらったのかね。工事かかれるの。あれ、ないの。たしか…。

委 員 長　　ガードのどこですか。

小 澤 委 員　　御殿場線のガード。

鈴木委員 711号だよ。

大館委員 あれとは違うのか。工事が全く違うの。小田急のガードがあるでしょう、あそこから駅前。

鈴木委員 沢尻のほうか。

まちづくり課長 多分、沢尻線のことだと思いますけれども、繰り越しをさせていただいている事業でございます。用地はですね、全く道路部分がなかったところの用地については、用地買収を終了しました。今年度、あとは工事に向けて、周辺の調整に入ってまいりますので。

大館委員 そのようにね、計画をして、予算組みまでしても、地主の了解がもらえないために繰り越しをするわけじゃないですか。ですから、そういう事例がいっぱいあるので、やっぱり慎重に計画を進めるためには、まず第一、地主からだよね。それから第一歩踏み出していかないと、計画ばかり、どんどんどんどん先へ行って、こんな立派なものができますよと言ってもね、いざ、じゃあそれ実施しようとしたときに、つまりいちまうわけじゃないですか。現実に事例があるので、それ、十分そのことは肝に銘じていただいて、計画を立てる必要があるのかなと思います。以上。

委員長 よろしいですか。ほかには。

鈴木委員 私が予算審査特別委員会のときに、この135ページね、合同花火大会、大井町協力しようといって、言わせていただいて、誰か声かけた。この間の町長選で、本山町長のところ来て、大井町の間宮町長が松田と大井と合併しようよと言って、そのくらい言っている町長なのに、大井町がこの花火大会に誰か合同させろ、180万もらってこい、そうすれば、1,600じゃなくて2,000ぐらい花火が上がるだろうと言っていたんだけど、誰か声かけた。

と、もう一つ、同じページなんだけど、観光協会なんだけど。観光協会の道具を全部神山の児童館に入れてありますね、前にある児童館ね、東名の下の児童館。神山が、あの児童館、地域集会施設つくるときに、2つなんかいらぬ、児童館ぶつぶしちまえと言われたこと、それをなだめなだめね、あの児童館を使わさせていただくからと言って、つくっておいて、神山が本当にきれいに使ってたのが、観光協会が道具入れ始めたらぐちゃぐちゃになっちゃって、そ

れでね、今、足の踏み場もなく、神山の道具と、例えば観光協会の道具ごちゃ混ぜになっちゃって。それでね、私、あの児童館ね、使い道いいから、恐らく、東名の下だから、全部ぶっ壊して新しくしろといったら、東名が許可してくれないと思うんですよ。半分ずつにね、壊してね、やっぱりあれだけの道具を置くところが必要だからね、手入れをしていただきたいんだけど、それについて、答弁をよろしくお願いします。

委員長 はい、2点、同じページでありますね、135ページ。まず、花火のほうから。参事兼政策推進課長 前回のたしかこの会議の中で、3町で来年はできるというふうに、ちょっと言った記憶がございます、確かに。当時はよかったんですけども、それからちょっと大井町側の諸般の事情だと思うんですけども、一応ちょっと協力とか一緒ににはできないというお話いただいて、私サイドでも、担当所管には連絡してありますし、副町長のほうからも一声かけていただいたんですけども、やはりちょっと、大井町側の事情で一緒ににはできないという御連絡いただいています。今後も強く要望してまいりますけども、現在のところは、ちょっとそういうことになっています。以上です。

鈴木委員 じゃあ、花火からいくよ。一つずつ。この間の新聞読ませていただいたら、本山町長のとこに来て、間宮町長が個人的に言ったかどうか、松田と大井と合併しようというぐらいね、間宮君が言っているんだからね、せっかくだったら、そういうときにね、今あれしてきちゃいなよ、判こもらってきちゃいなよ、あんなもの言っているときに。それで一緒にやればさ、2,000発上がるんだろうよ。頑張ってくださいよ。

大舘委員 それを理由に合併をしましょうなんて言われたら、たまったもんじゃないよ。

鈴木委員 いやいや、向こうが個人的に挨拶した、そのぐらいの有志だからよ。今、言えさ、あるんじゃないかと思うけど。まあまあ、それはね、そういうふうにしていきたいと思います。

次に、神山の児童館。

観光経済課係長 観光協会の物品という意味合いだったので、ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。神山児童館、確かに、旧の神山児童館なんですけど、たくさん物品を置かせていただいております。うちの町もそうですし、あと勝手に

いじると、神山の自治会の方も置かれている場所もありますので、ちょっとうまくうちの庁内も含めて話し合ってくださいね、整理のほう努めていきたいと思っていますので、御容赦くださいませ。以上です。

鈴木委員 いや、御容赦はわかっている。分かれているのもわかっているししゃべっているの、俺。とにかく、残しておいてよかったと思ったの、あれを、壊さないで。だから、あるうちに、東名だから、あるうちに、うまく半分ずつぐらいでも修正して、1つつくっちゃえば、ぶっ壊したら、恐らく東名はだめだというわけ。あれだけのものが置けるんだから。そういうね、段取りをしていただきたいということだけど、それでどう。

総務課係長 児童館の占用、東名の占用自体は総務課のほうでとっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。せんだって、ちょっと東名のほうからも連絡ありまして、児童館の活用方法ということでお話がちょうど、去年、昨年ですけど、きたところでございます。グーグルのストリートビューを見てもですね、わかってしまうほど、児童館としての機能がないという話でした、もう実情としては。という話の中で、見栄えぐらいは何とかしてくれという話でしたので、こちらのほうは観光経済課のほうと調整させていただき、また神山自治会のほうと調整させていただいた中で、進入経路、物品のですね、搬入経路ぐらいは確実にちゃんととった中で、中身を整理してというような話になるかと思えます。先方のほうからも、これ建てかえは当然、無理ですと。いじくることは、正直いじくることはまかりならんぐらいな話の状態です。なので、委員御指摘のように、うまく作りかえてというようなお話も実際にはあったんですが、正直、それちょっと難しいかなと思った中で、思っているところでございます。これは、現状の建物の使い方をですね、うまく調整させていただいて、また必要によって御相談させていただくということで、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

鈴木委員 よろしく願いいたします。終わりです。

委員長 よろしいですか。

飯田委員 まず、3つばかりあるんですけど、123ページ、下のほうの自然休養村管理に関する経費ということで、13委託料、中津川河川清掃委託料という項目があ

りますけど、これはどこへ委託しているのかということと、この原資は県の…河川は県ですよ、県のほうから、その補助金が出てやっているのか、あるいは町独自ののか、ちょっと教えてもらいたいのと、これ実はですね…（私語あり）ちょっといいですか、聞いてください。

委員長 静かにしてください。

飯田委員 というのは、これ、ことしというか、駐在さんのほうからですね、何か機会があったら町のほうへ訴えてくれというふうなことで伺っていたんですけど。5月の連休過ぎまして7月、8月が最盛になるんですけど、バーベキューのお客さんがすごく多くて、ごみが非常に出るということでね、駐在さんも毎日のようにごみの持ち帰り運動ということで、声をかけているらしいんですよ。それでも、心ない人が帰りにですね、道路の脇へポーンと捨てて行っちゃうと、袋入れたままですね。そうすると今後はカラスがそれをですね、道路まで持ってきて、突っついてばらばらにしちゃうんですよ。そういうの、私も実際何件も見ていますし、寄に上がってこられると何件か見られると思うんですよ。それで、駐在さんの話によりますとですね、意外と富士山ナンバーが多いらしいんですよ。それで、その人に聞いたらしいんです、どうしてあっち、いろいろいいところあるのにね、ここまで来るんですかというふうな話を聞いたところ、向こうは、富士山の世界遺産、その関係でバーベキューをやる場所は、もう自由にできないと、限られちゃっているらしいというふうな話なんですよ。だから、寄のほうへ来ると、自然の中でね、どこでも、早い話ができるんで、それで人気があるみたいですよというふうな、お客さんとのやりとりらしいんですよ。

ことしの7月富士山の山開きのときもですね、清掃協力金ですか、そういうものを富士山が取ってですね、あくまでも協力金ということなんで、半分ぐらいの人しか協力金を納めてもらえないというふうなテレビ放映していましたけど。寄の中津川の河川もですね、何かそういうのを取って清掃の原資にするとかですね、そういうふうな、前も1回聞いたんですけど、県の河川ということで、ちょっと無理だというふうな返事あったんですけど、そのごみの問題に対して、河川、どういうふうにご考えておられるのかということと、もう一つ、



125ページですね、ロウバイまつり、一番下のロウバイまつりの委託料って、ロウバイ、委託料が問題じゃないんですけど、ロウバイまつりのときにですね、お客さんが松田からバスで、年寄りが意外とロウバイ多いんですよ。それで松田から自然休養村の終点までバスで来て、そこで降りてですね、トイレ行こうと思っても、案内所がなくて、どこで聞いたらいいかわからないと。ほかの町は何か祭りがあればね、その祭り期間中だけでも案内所ができています。そういう部分でね、全然サービスが悪いんじゃないかと。それで、シャトルバスにしてもですね、何も案内ないですよ。ただ、実際運行はしていますけど、じゃあ、シャトルバスが出ていますよというふうなね、そういうふうな案内もなくて、全然何を聞こうにしてもね、全然わからないというふうなことで、お祭り期間中だけでも、どんなお祭りでもそういうお祭りとなればね、案内所が出るはずだから、ロウバイ期間中だけでも、そういう案内所を出して対応できるような状態にですね、してもらいたいというふうなね、お客さんのほうから話がありました。そのロウバイまつりの観光案内所、今後ですね、設置が可能かどうか、検討をしてもらえるのかどうかね、それをちょっとお伺いしたいのと、もう一つ最後に、どこで質問したらいいかわからなかったんで、ここまで来ちゃったんですけど、もう10年ぐらい前から、寄行きバスの待ち時間がね、意外と長いということで、バスの待合所をですね、何とかしてくれよという話を毎年しているんですけど、全然これがちが明かないんですよ。確かに、小田急線で、例えば小田原から来てですね、バスの時間見たら30分、間があった。その間ずっとじっと立っているとですね、かなり疲れるんですよ。ぜひですね、何とかしてもらいたいというふうな意見が相変わらずあるんですけど、もう何か頼む人も、言っても無駄かなんていう気になっちゃって、あんまり昔ほどはね、言われたいんですけど、それでもやっぱり待合所が欲しいねという声が多いんでね、だんだん高齢化して、もう立っているのが、待っているのが大変だというふうな部分がありますんで、何とかですね、早急にしてもらいたいと。それとあと、コスモス館のほうでね、待合で使ってもいいし、トイレも言えば貸してもらえますよというふうな声かけはしているんですけど、それでも何かやっぱり入るとね、何か1つでも2つでも物を買わなきゃ悪いよ

うな気がしてよとかさ、そういうふうなね、考えの人がね、意外と多いんで、もっと自由にですね、バスが来るまで休憩できる待合を、引き続きお願いしたいと思うんですけど、この3点について御回答お願いします。

委員長 バスのところは何ページですか。（「ない」の声あり）該当ページがない。

小澤委員 さっきのほら、駅の整備の、俺がやったところ。

飯田委員 あれはだって、この前やったら違うって。

委員長 じゃあ123ページの、中津川のことですね。お願いします。

観光経済課係長 まず、委員御指摘の中津川の河川清掃の関係なんですけど、大寺橋からですね、田代橋までなんですけど、現在、寄自然休養村運営協議会さんのほうにですね、委託のほうでお願いしているところです。ただですね、ここで、先ほど御指摘いただいたバーベキューの話なんですけど、バーベキューで出たごみにつきましては、全てこの委託の中でというところがなかなか難しい面もありますので、これにつきましては、環境のサイドのほうの、いわゆる不法投棄の問題とですね、あわせながら、ちょっと調整を図っていききたいなと考えておるところです。

それと県補助が当たっているのではないのかというお話だったかと思うんですけど、こちらのほうは県補助のほうは当たっておりません。一部、大寺橋の上流側というんですかね、ずっと民宿さんが続いているところまでの限られたところに対しては、県のほうから直接発注が出て、それに対して地元の方がやっていたかというような手法をとっているところです。

続きまして、ロウバイまつりなんですけど、125ページですね。こちら、寄のバス停に着いて、それから案内が少し足りないじゃないかという御指摘だと思うんですけど、現在、バスで着いて、そこから例えばハイキングとかでお出かけるお客様に対しては、基本的にみやまの里さんが管理センターに入っていますので、そこで対応をお願いしているところなんですけど、ことロウバイまつりの期間に関してなんですけど、昨年度のお客様からのやはり同じようなお言葉も我々もいただいておりますので、これ実行委員会の中での最終決定になるんですけども、そういう案内所というのを一元的に確保させていただいて、その中で、例えばロウバイまつりに行くシャトルバスはここから出ますよとか、こういう経路で行ったらお祭りが楽しめますよとか、そういうような案内に対

しては、今後ですね、実行委員会の中でも諮って、努めていきたいなと思っております。以上です。

委員長 どうでしょう。2点はそれで大丈夫ですか。

飯田委員 じゃあ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 その3つ目なんですけど、じゃあ、お願ひします。

参事兼政策推進課長 新松田のバス停というか待合室の件です。これ私が毎回ちょっとお答へしているんですけども、ちょっととりあへず場所の確保ができないということで、できないというふうには毎回言っているんですけども。具体的な場所はちょっとお話しできませんけども、今ちょっと何とか場所ができそうという、ちょっと交渉に入っております。それがまとまれば、できるというふうにはお答へできるんですけど、とりあへず場所がないということと、何とか、種地というか、そういうのが見つかりましたので、今後、町としても協議を進めて、何とか待合室をつくりたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。いい御報告ができればいいと思うんですけど、よろしくお願ひいたします。

飯田委員 できそうだと、すごくうれしい返事もらったんですけど、大体、結論が出るのはいつごろでしょうか。また、そんなこと言いながら1年たってしまうと困りますんで。(笑)

参事兼政策推進課長 私がいる間に何か御報告ができればいいと思ひます。よろしくお願ひします。

飯田委員 もう少し区切れませんか。というのは、あと1年でしょう。それと、これができそうだと行って、言ったら、もう本人がいなかったりして。それも困りますので。(「交渉事ですので」の声あり) じゃあ、なるべく早くお願ひします。

委員長 はい、それでよろしいですか。じゃあ、ほかの委員は。じゃあ、ごめんなさい、齋藤委員から先でいいですか。ごめんなさい、すいません。

齋藤委員 1本だけ、131ページの負担金及び交付金の空き店舗対策補助事業ですけれども、39万1,000円。この内容状況をお願ひしたいんですけど。

委員長 担当の方は、はい、お願ひします。

観光経済課係長 齋藤委員の御質問にお答へさせていただきます。平成28年度の空き店舗対策事業費補助金の実績でございますが、合計2店舗ございました。まず、1店舗

目が、はるかぜさん。こちらは旧矢口通りのところに、朱鷺鮨さんの上にあるお店でございます、こちらが1店目の申請でございます。2店目が、うちそらさん。こちら、ファミリー通り商店街の中に、ハンドメイドとあと食事ができる、お昼の食事ができるお店でございます、こちらも新しく店舗ができたということで、補助申請があった上で内容を審査したところ、適正であったというふうに認められますので、補助金を提出させていただきました。実績としては、この2店でございます。以上です。

齋藤委員 はい、わかりました。ロマンス通りも仲町も見ると、まだまだ歯抜け状態のことなんですけれども、このPRの仕方どういうふうになっているんですかね。商店主募集というようなこと、商工振興会に任せちゃっているんですか。それとも、町でも何か出しているんですか。

観光経済課係長 まず1つ目としては、町としてできること、おしらせ号とか、あとホームページとか、そういったものを使って情報発信させていただいているのがまず1点目でございます。2点目は、商工振興会に協力しながら、商工振興会のホームページでも空き店舗はこういうものがあるということでホームページに載せ、あと会員さんにも周知しているというふうに商工振興会のほうからは、そういう活動を行っているというふうに聞いております。以上です。

齋藤委員 おしらせ号とか商工振興会って、この町の中の人たちしか見ていないんですよ。東京とかね、ああいう大きな人口があるところに話を持っていかないと。例えば、この前もテレビでやっていたんですけど、どこかの島に旅行に行って、すごくいいから住みついてお店を始めたというの、ちょっとテレビでやっていたんですけど。そういった、その全然違うエリアに話を何かで広報していかないと、ネットしかないのかなと思うんですけども。もう少し、そういったところ積極的にやらないと、いつまでたっても、今どんどんもっとなくなってっちゃうんじゃないかなって、すごく危惧するところなんですけど。そういった方法はとれないんですかね、もう少し。

観光経済課係長 今、齋藤委員おっしゃったとおり、現在、一番やりやすい手法としては、インターネットの活用とかあろうかと思うんですが、当然、そのインターネットだけでは普及、周知しきれない部分も当然出てくると思います。やっぱり、神

奈川県の多分、東京だとか首都圏の人たちに情報を発信するには、その何らかのインターネット以外の手法も必ず何かあるかと思います。今、そういった手法をちょっと模索して、検討材料として、その検討材料が見つかったら、実際に具体的に実行という形を行く行くはとっていきたいというふうに、今は考えております。以上でございます。

齋藤委員 わかりました。東京の何とか区といろいろやっていますよね、何区でしたっけ、港区か、港区。そういうところ行ったときに、できないのかよと話すことすらあるじゃないですか。あとは、海外の方、よく呼ばれていますけど、海外の日本人、日本が好きな人たちもいると思うし、いろんな方法あると思うんで、そういうところを使うべきだと思うんですよ。せっかく、いろんな関係で結んでいるところあるんで、その辺をやったらいいんじゃないかなとは思いますが、そういうお考えがあるのか、最後聞いて終わります。

観光経済課係長 今、委員の御提案のあった方法も活用していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

委員長 よろしいですか。

中野委員 1点お聞かせください。147ページでございます。最下段、都市整備事業費、その不用額1億3,000万円。これは多分、私が察するところによりますと、某何とか邸のことだろうとは思いますが、このことについて、南口が開発ということで、もう約10年以上たっているわけですね。それがまだ開発ができないというのはですね、まだこの一つの要因ということもある。それで、町民の多くの人たちはですね、あの南口駅広が開発事業が終わらないということになぜなんだろうというような、非常にウの目タカの目で、興味持っておられる方もいらっしゃると思いますが、たしか昨年ですか、今年度中には先方との地権者との折り合いがつきそうですということで聞いておるんですが、それがね、この10年来何かどうでもないとって、できそうです、できませんでした、できそうです、できませんでしたというような形が、私の記憶では続いているかなと思うんで、この1億3,000万は非常に大きな額なんですけども、その辺のところのいきさつをちょっと、話せる範囲まで結構でございますので、お聞かせください。

まちづくり課長 用地の関係ですので、課長のほうから説明させていただきます。御承知のとおり、あと何軒かの方の用地を買収する予定になっております。おのおの用地買収を予定しているところなんですけども、例えば、建物の所有者の方と土地の所有者の方が違う、また同じ建物をお持ちの方が、所有者の方がお二方いらっしゃるとか、いろんな条件がありましてですね、日々ですね、用地交渉に向かって、たび重なる用地交渉のお話をさせていただいているんですけども、なかなか、その権利関係の中でうまく妥協点が見えないというか、同じときに同じふうには、そうだねというふうにならないというところが、まず一番の問題点に上がっています。それがですね、なかなか難しいところもあるんですけども、最初からわかっていたらというふうに言われてしまいますとですね、まさにそのとおりでございまして、もう今しゃべっていること自体が言いわけ以外の何ものでもないというのは重々承知しているところであります。先ほど、北口を含めた駅周辺について御質問をいただきました。当然、新松田駅周辺ということで、今考えています。当然、南口も含めた中で、今検討をしております。そういった中でも、何とか手法によっては事業の進捗が見られるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺も、全体を含めた中で検討しながら、早く、一日でも早く、南口も同時に完成するように考えておりますので、このような御答弁をさせていただきます。以上でございます。

中野委員 相手もあることですからね、非常に難しい部分ではあるかと思うんです。しかしながら、もう着工を始めて10年が経過しているんですよ。それで、もしですね、そのところの部分が解決しないと、もうあのままで工事完了というような形を、目の目を見てしまうんじゃないかと思うんですよ。そうしますと、あれだけ10億からのお金をかけまして、何のためにやったんだろうというのが、私の声でなくて町民の声だと思うんですがね。課長おっしゃるとおり、日々努力はしていただいていることは目に見えてはおりますが、今後の見通しというのはどうなんでしょうね。

まちづくり課長 めどがですね、全く立っていないわけではなくてですね、例えば、お話にも乗ってもらえないとか、そういうことではないんですね。例えば、会ってももらえないとかということではありません。お話も聞いていただけますし、重要

性も説明させていただいています。やはり、権利関係がいろいろありますので、権利者の方では、例えば、ああ、わかった、わかったいつでもいいよと言われている権利者の方もいらっしゃいますし、いやちょっと待てと、もうちょっと慎重にという方とのセットになっているのが状況ですので、全くその可能性がないわけでもありません。それともう1点、どうしてもですね、用地買収をしてあのままの完成形、例えば、今の状態でも確かに10台ぐらいの車はとまれることは可能です。以前の南口から見ればですね、道路におさまっている、出ている車もありますけども、おさまっている車も何台かあります。ただしですね、大事な立体施設、要するにエレベーターですね。今はバリアフリーになっていません、南口が。このことについてはですね、やはり新松田駅を利用して上病院方向に利用される方が、そのまま南口から降りて、踏切を渡らずに上病院に行ける、車いすであるとか松葉杖の方であるとかが、交通弱者と言われている方々がですね、あの踏切、遮断機のある踏切を渡らずに、南口を御利用できるというのがやっぱり最終的な形だと思っています。そのためにも用地買収をして、エレベーターを早期に完成させることが、私どもが今、希望としていところでありますので、もうしばらく御容赦願えればと思います。以上です。

中野委員 今のまま、工事完了ということになっても10台程度がとめられますよと、今、課長おっしゃいましたよね。10台程度のために10億円使ったのではね、とんでもない話なんですよ。

それで、私、もう1点聞きたいのは、その交渉の難しさというのは、価格的な交渉が折り合わない部分というのもあるんですか。補償の、補償費ね。

まちづくり課長 金額の話ではありません。気持ちのことで。行政不信とかそういうことではありません。やはり、御高齢の方いらっしゃいますので、先ほどどなたか、町営住宅のときの話があったと思います。同じような考えで、越したくないとおっしゃられる方もいらっしゃいますので、その辺でございませう。

中野委員 ぜひ頑張ってください。終わります。

委員長 では、ほかには。

(「なし」の声あり)

では、ここで暫時休憩いたします。2時25分から再開することにいたします。

次は、教育費、公債費、予備費ですので、職員の方は入れかわってください。

(14時12分)